

政令第三百三十五号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の六第一項及び第三項、第九十七条の二第一項第三号、第一百一条の三第一項ただし書、第一百一条の四第三項、第一百五条の二第一項、第二項及び第四項、第一百八条第一項、第一百二十二条第一項並びに第一百三条の四、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百五条の十六第三項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十条第一号、個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係政令の整備等

(道路交通法施行令の一部改正)

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六の二の見出し中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条中「第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)」に改める。

第三十三条の七第一項中「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、「又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）を「にあつては同号に定める日前五年間及び同日から同号に規定する次の免許」に、「が第四号に定める日以後である者に限る。」を「までの間とし、第四号に掲げる者のうち同号に規定する次の免許に係る適性試験を受けた日の前日が同号に規定する特定誕生日の四十日前の日以後であるもの」に、「それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証」を「同日前五年間及び同日から当該次の免許」に、「の間」を「の間

とする」に改め、同項第一号中「免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）」を「免許証等（同条第一項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）」に、「の免許証」を「の免許証等」に改め、同項第二号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者 当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者 当該次の免許に係る適性試験を受けた日（当該日が当該取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

第三十三条の七第一項第五号中「より免許証の交付」を「よる運転免許証（以下「免許証」という。）の交付又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同項の規定による免許情報記録（法第九十

五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の書換え」に、「免許証に」を「免許証又は当該書換え後の免許情報記録に」に、「を更新前の免許証」を「又は当該書換え前の免許情報記録を更新前の免許証等」に改め、同条第二項中「第九十二条の二第二項の表の備考一の4」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の二」に改める。

第三十三条の八の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「第九十二条の二第四項」を「第九十五条の六第三項」に改める。

第三十四条の二第一号ハ中「試験」の下に「（以下「技能試験」という。）」を加え、同号ニ中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ホ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改め、同条第二号イ及びハ中「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ニ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十四条の三第二項第一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項第二号中「第百五条第一項」を「第百五条」に改め、同項第三号から第七号までの規定中「免許証の更新」を「免許証等の

更新」に改め、同項第八号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「受けなかつたもの」を「受けなかつた者」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 法第百五条の規定により免許が失効した者で、法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書（同条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十九条の二の六第一項において同じ。）の交付又は法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報（同条第三項に規定する運転経歴情報をいう。

第三十九条の二の六第二項において同じ。）の記録を受けたもの

第三十四条の三第四項第一号中「第百五条第一項」を「第百五条」に、「免許証」を「免許証等」に改め、同項第二号中「免許証」を「免許証等」に改める。

第三十四条の四第二項中「法第九十七条第一項第二号及び第三号」を「技能試験及び法第九十七条第一項第三号」に改め、「試験」の下に「（次条において「学科試験」という。）」を加える。

第三十四条の五第一号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項

について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第二号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第三号イ中「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同号ロ中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改め、同号ハ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験」に改め、同号ニ中「つき」を「係る」に、「法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験」を「学科試験」に改め、同条第四号及び第五号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」を「技能試験及び学科試験」に改め、同条第六号中「法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験」及び「試験に係る事項について行う試験」を「技能試験又は学科試験」に改める。

第三十五条第三項第三号中「つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「係る技能試験」に改める。

第三十七条の五の見出しを「（更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由）」に改める。

第三十七条の六の前の見出し、同条及び第三十七条の六の三中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第三十九条の二の四第四号及び第五号中「第三十九条の二の六第一項第三号」を「次条第三号」に改める。

第三十九条の二の五の前の見出し及び同条を削る。

第三十九条の二の六第一項中「第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」を「第百五条の二第一項」に、「第百五条第一項の規定により効力を失った免許に係る免許証の有効期間が満了する日」を「第百五条の規定により免許が失効した日の前日」に改め、同項第三号中「第百五条第一項」を「第百五条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条の二の五とし、同条の前に見出しとして「（運転経歴証明書の交付等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二の六 法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第一項の規定に

よる申請をした日前五年以内に法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消され、又は法第百五条の規定により免許が失効した者であつて、現に受けている免許がないものに対して行うものとする。

2 前項の規定は、法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報の記録について準用する。この場合において、前項中「同条第一項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

第四十条の三第十三号中「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「同項」を「同条第七項」に改め、同条第十四号及び第十五号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第四十一条の四を削る。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項第三欄中「五百円」を「五百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「四百円」を「三百五十円」に、「六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「七百元（技能試験）」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千九百五十円」を「二千三百円」に、「三千三百円」を「三千四百五十円」に改め、同項第四欄中「千五十円」を「千円」に、「免許証の更新」を「免許証等

三千四百五十円（法

の更新」に、

第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円)	千二百五十円
---	--------

千八百円 (技能試験)

を

三千二百円 (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円)	千三百五十円
---	--------

に、

千九百円 (法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千百円)	千二百五十円
---	--------

を

を公安委員会が提供 する自動車を使用し て受ける場合にあつ ては、二千円)	千三百円
--	------

に、「千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項につい

て行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千円」を「二千円

（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千二百五十円」に、「千

円」を「千五十円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「四千五百円（法第九十七条第一項第二

号に掲げる事項について行う試験」を「三千八百円（技能試験」に、「四千三百五十円」を「四千元」

に、「二千二百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千二百五十円

（技能試験」に改め、同表検査手数料の項中「以下」を「以下この表において」に、「三百円」を「三百

五十円」に、「二千六百元」を「三千百五十円」に、「九百元」を「九百五十円」に、「三千四百五十円」を「三千五百円」に、「三千六百五十円」を「三千七百円」に改め、同表再試験手数料の項第三欄中「六百元」を「六百五十円」に、「二千九百元」を「三千四百五十円」に、「千二百五十円」に、「千九百元」を「二千二百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改め、同項第四欄中「千三百円」を「千四百円」に、「千五百円」を「千六百元」に、「千五百五十円」を「千三百円」に、「千三百五十円」を「千五百円」に、「千五十円」を「千百五十円」に、「千二百円」を「千三百円」に、「五百五十円」を「六百円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	千五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者で	八百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表にお
----------	------------------------	-------------------------	--	--

仮運転免許に係る免許証		
	交付を受ける場合	
法第九十五条の二第 十一項の規定による	千七百円	あつて、法第九十七 条の二第一項第三号 に該当して同項の規 定の適用を受けたも の（以下この表にお いて「特定試験免除 者」という。）に対 する交付にあつて は、千二百五十円）
三百五十円	八百五十円	いて「複数免許取得 者」という。）に対 する交付にあつて は、六百五十円に、 与える免許一種類ご とに二百円を加えた 額）
七百五十円		

第四十三条第一項の表免許証再交付手数料の項中「千七百五十円」を「千七百円」に、「千円」を「九百円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「七百五十円」を「七百円」に改め、同項の次に次のように加える。

特定免許 情報記録 手数料	法第九十五条の二第 三項の規定による特 定免許情報の記録	法第九十五条の二第 六項の規定による申 出をする場合	六百円（特定試験免 除者に係る記録にあ つては、四百円）	九百五十円（複数免 許取得者に係る記録 にあつては、七百五 十円に、与える免許 一種類ごとに二百円 を加えた額）
		法第一百一条の四の二 第二項の規定による 申出（以下この表に おいて「更新時不交	三百円	五百円

<p>付申出」という。） をする場合</p>	<p>法第九十五条の二第 六項の規定による申 出及び更新時不交付 申出のいずれをもし ない場合</p>	<p>六百円（法第九十二 条第一項、第九十五 条の二第十一項若し くは第百一条の四の 二第一項の規定によ る免許証（仮運転免 許に係るものを除 く。）の交付又は法 第九十四条第二項の 規定による免許証 （仮運転免許に係る</p>	<p>九百円（法第九十二 条第一項、第九十五 条の二第十一項若し くは第百一条の四の 二第一項の規定によ る免許証（仮運転免 許に係るものを除 く。）の交付又は法 第九十四条第二項の 規定による免許証 （仮運転免許に係る</p>
----------------------------	---	--	--

	<p>ものを除く。)の再交付と同時に記録を受けられる場合にあつては、零円)</p>	<p>ものを除く。)の再交付と同時に記録を受けられる場合にあつては、百円)</p>
<p>法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定又は法第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>六百円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この表において「免許証・免許情報記録個</p>	<p>九百五十円(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換え</p>

第四十三條第一項の表免許証更新手数料の項及び經由手数料の項を次のように改める。

		<p>人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、零円）</p>	<p>にあつては七百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>
<p>免許証等 更新手数料</p>	<p>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>	<p>法第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「經由申請」という。）をする場合</p>	<p>千六百元</p>
			<p>千百五十円</p>

<p>免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</p>		
<p>「經由地書換申出」</p>	<p>經由申請をする場合であつて、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下この表において</p>	<p>更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）</p>
<p>二百円</p>	<p>千八百五十円</p>	<p>七百元</p>
<p>八百円</p>	<p>千円</p>	<p>六百元</p>

免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新						
換申出をしないとき	経由申請をする場合 であつて、経由地書 換申出をするとき	経由申請をする場合 であつて、経由地書 換申出をするとき	合	経由申請をしない場 合	経由申請をする場合 であつて、経由地書 換申出をしないとき	という。)をするとき
	千六百元	千六百元		千円	七百五十円	
	千二百五十円	九百元		千百元	千二百円	

料	經由手数	經由申請をしない場 合	
	經由地書換申出をする場合	千八百五十円	千 百 円
	經由地書換申出をしない場合	九百五十円	七 百 五 十 円
		四百円	三 百 五 十 円

第四十三条第一項の表運転技能検査手数料の項中「千五十円」を「千百五十円」に改め、同表審査手数料の項第三欄中「七百円」を「六百五十円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「三千五百五十円」に、「二万四千五百円」を「二万二千二百円」に、「一万八千四百円」を「一万八千七百円」に、「千二百円」を「千六百円」に、「一万三千五百円」を「一万二千八百五十円」に、「三千百五十円」を「三千三百五十円」に、「一万八千三百五十円」を「一万八千八百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「二千七百円」を「三千三百円」に、「二万八千八百五十円」を「一万八千五百円」に、「一万八千五百円」を「一万八千五百円」に、「千二百円」を「千二百円」を「千六百円」に、「八千四百五十円」を「八千三百五十円」に、「三千五十円」を「三千二百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百円」を「九百

<p>法第百八条の二第二 項第五号に掲げる講 習</p>	<p>普通自動二輪車免許 に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千九百五十円</p>	<p>講習一時間について 千三百五十円</p>		<p>普通自動車免許に係 る講習</p>	<p>講習一時間について 千七百円</p>	<p>講習一時間について 千三百五十円</p>		<p>準中型自動車免許に 係る講習（普通自動 車免許を受けている 者に対するものを除 く。）</p>	<p>講習一時間について 二千百円</p>	<p>講習一時間について 千七百円</p>		<p>車免許を受けている 者に対するものに限 る。）</p>		
--------------------------------------	----------------------------	------------------------------	-----------------------------	--	--------------------------	---------------------------	-----------------------------	--	--	---------------------------	---------------------------	--	--	--	--

	<p>大型自動二輪車免許に係る講習</p> <p>普通自動二輪車免許に係る講習</p> <p>原動機付自転車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 千二百五十円</p> <p>講習一時間について 千二百五十円</p> <p>講習一時間について 千二百五十円</p>	<p>講習一時間について 千六百円</p> <p>講習一時間について 千六百円</p> <p>講習一時間について 千六百円</p>
<p>法第八八条の二第二項第十一号に掲げる講習</p>	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習</p>	<p>二百円</p>	<p>三百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機と</p>

	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>法第九十五条の六第</p>
	<p>三百円（オンライン講習にあつては、二百円）</p>	<p>六百円</p>
<p>を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、零円）</p>	<p>五百円（オンライン講習にあつては、零円）</p>	<p>八百円</p>

<p>一 項の表の備考一の 二に規定する違反運 転者等のうち特定基 準不該当者（国家公 安委員会規則で定め る第三十三条の七第 二項の基準に該当し ない者をいう。以下 この表において同 じ。）でないものに 対する講習</p>		
<p>法第九十五条の六第 一項の表の備考一の</p>	<p>三百円（オンライン 講習にあつては、二</p>	<p>五百円（オンライン 講習にあつては、零</p>

	<p>二に規定する違反運 転者等のうち特定基 準不該当者であるも のに対する講習</p>	<p>百円)</p>	<p>円)</p>
<p>法第百八条の二第一 項第十二号に掲げる 講習</p>	<p>法第七十一条の五第 三項に規定する普通 自動車対応免許（以 下この表において 「普通自動車対応免 許」という。）を受 けている者（法第九 十七条の二第一項第 三号イ及びハに掲げ</p>	<p>二千二百円</p>	<p>四千四百円</p>

<p>る者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習</p>		
<p>普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は</p>	<p>七百円</p>	<p>二千二百五十円</p>

	<p>第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	五千百五十円	七千七百五十円
<p>法第八十二条の二第二項第十三号に掲げる講習</p>	<p>自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」とい</p>		

四千百円

を

二百円

四千二百五十円

に改め、同表二の項中「六千四

百円」を「六千五十円」に、「六千円」を「六千五百円」に、

五十円	二千五十円
百五十円	七千二百五十円

を

百円	千八百円
二百円	七千五百五十円

に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」

に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項

中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百元」を「三千七

百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表の備考一中「二千

五十円」を「二千七百五十円」に、「七百元を、」を「六百五十円を、」に、「九百元」を「千二百円」

に、「二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円」を「二百五十円を、特定

第一種運転免許に係る技能検定員審査については百五十円」に改め、同表の備考二中「五百円」を「五百

五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同条第三項の表一の項中「三千七百元」を「三千五百

円」に、「三千四百五十円」を「三千五百五十円」に、

五十円	千二百円
百五十円	四千百円

を

百円	千百円
二百円	四千二百五十円

に改め、同表二の項中「二千円」を「二千五十円」に改め、同表四

の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一中「二千二百円」

を「二千七百五十円」に、「九百円」を「千二百円」に、「二千六百五十円」を「二千七百五十円」に、

「二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円」を「二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円」に、「二百円を、大型自動車第二種免許等」を「百五十円を、大型自動車第二種免許等」に改め、同表の備考二中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第十二条第一項第四号の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて法第九十五条の二第一項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

イ 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

ロ 法第九十二条第一項又は第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に当該申請をした者

二 法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（法第百四条の四第三項の規定により免許が与えられる者を除く。）

第四十三条の二中「並びに法」を「法」に、「第百六条」を「の規定による報告の受理及び通報、法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置及び同項第二号に規定する措置に係る処理、同条第四項の規定による通報並びに法第百六条」に改める。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第百六十条の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条第一項中「運転免許証」の下に「又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、「免許証」を「免許証等」に、「道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)」を「同法」に改め、同条第二項中「免許証」を「免許証等」に改める。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第一条第六項、第一条の二第四項、第一百七条第二項」を「第九十五条の二第十一項、第一百一条の四の二第一項、第一百六条の三第二項」に改める。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正)

第四条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加える。

第二章 経過措置

第五条 道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の道路交通法第百一条第三項に規定する書面の送付を受けた改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に該当する者に対する新法第百一条の二の二第一項の規定の適用については、当該者は、新法第百一条第三項の規定により新法第百一条の二の二第一項に規定する書面の送付を受けた者とみなす。

附 則

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路交通法施行令その他の関係政令の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要があるからである。